

J A ・ 岐 阜 県 信 連 民 俗 文 化 財 振 興 基 金
第 19 回 助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

受託者 農中信託銀行株式会社 宛

1 申請者

団体用

フリガナ									
団体名									
住所		〒							
		TEL			FAX				
代表者 (責任者)	フリガナ					役職			
	氏名	印				生年月日			
						年齢		性別	
住所	〒								
		TEL			FAX				
事務担当者 (連絡窓口)	フリガナ					役職			
	氏名	印				年齢		性別	
住所	〒								
		TEL			FAX				
設立年月				構成人数					

※登記簿謄抄本(6ヶ月以内)を添付ください。なければ定款,規則・規約の写をお願いします。

個人用

フリガナ				生年月日			
氏名		印		年齢		性別	
		※ 今後ご提出いただく全ての書類に ご使用いただく印鑑をご使用ください。					
住所				〒			
		TEL			FAX		
共同活動者、団体 等(あれば記入)	フリガナ						
	名称						
	住所	〒					
		TEL			FAX		

※個人の場合には、運転免許証,住民票の写等,本人確認ができるものを添付してください。

本申請書に記載される個人情報 は 助成金交付の選考作業にのみ使用いたします。

2 活動内容

- 活動内容（目的や行事他）についてご記入ください。また該当の民俗文化財の起源や沿革（歴史、伝統）にも触れてください。
尚、関係資料（写真・書籍・パンフレット・ポスター等）がありましたら全てA4用紙に編集、統一のうえご提出ください。

- 助成対象事業と助成を必要とする事情、助成金の使途についてご記入ください。

（該当するものを○で囲んでください）

- 1 民俗文化財の道具、衣装等の修理・新調
- 2 民俗文化財を次世代に伝えるための記録等の活動
- 3 民俗文化財伝承のための伝習活動、後継者育成活動
- 4 諸行事等様々な場面を通じての民俗文化財公開活動
- 5 その他の民俗文化財保存・伝承活動

助成を希望する内容について、できるだけ詳細にご記入ください。

3 収支計画

2020年度収支計画について記入してください。

(支出の部の項目には、助成を希望する内容をできるだけ詳細にお願いします。

なお、最新の見積書を添付してください。)

①対象活動の全体予算額 _____ 円

②助成希望額 _____ 円

支出の部		収入の部	
項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
		②本助成金	
		補助金	
		寄付金	
		その他	
支出合計		収入合計	

※支出と収入の金額の一致をご確認ください。

4 その他 (該当個所を○で囲んでください)

○過去3年以内に他の財団等から助成を受けましたか。

・受けない ・受けた (_____ 年 _____ 月に _____ から金 _____ 円)
(_____ 年 _____ 月に _____ から金 _____ 円)
(_____ 年 _____ 月に _____ から金 _____ 円)

○現在、他の財団等に助成の申請を行っていますか。

・申請していない ・申請している (申請先 _____)

○助成希望額に対し、一部金額の助成となる場合があります。その場合は、

・助成を希望する ・申請を取り下げる

○本助成金をどこで知りましたか。

・市町村教育委員会 ・都道府県教育委員会 ・JA、信連 ・新聞等 ・知人
・インターネット ・その他 (_____)

○過去、当基金の助成を受けたことがありますか。

・受けない ・受けた (_____ 年 _____ 月に 金 _____ 円)

【手続のあらまし】

- 1 助成金交付申請書に基づき内容を検討し、助成対象として決定後申請者に対して「助成金交付決定通知書」により、給付額等をお知らせします。
- 2 助成金交付決定通知書を受領した場合には、「助成金振込指定口座を通知書」にご記入ください。
- 3 助成金の受領者は、助成対象活動を実施後、遅滞なく「助成金使用報告書」にて活動結果を受託者(農中信託銀行 営業推進部)に報告してください。(提出期限: 2021年1月末必着)
- 4 助成金の受領者が次のいずれかに該当する場合は、すでに交付した助成金を返還していただきます。
 - (1)偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたことが判明したとき
 - (2)助成金をその目的以外のために費消したとき、申請内容と異なるとき
 - (3)事業・活動を実施しなかったとき又はその実施が不十分と認められるとき
 - (4)事業実施後、期限までに「助成金使用報告書」の提出を怠ったと認められるとき